

学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日
常陸大宮市立村田小学校

1 いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策第2条第1項に規定されているように、以下のように捉える。

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの内容(態様)

いじめを見落とすことのないよう情報の共有と組織的な対応を行う。いじめの態様としては、次のようなものが考えられる。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3 いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、どの児童生徒にも生じ得ることであること、様々な場面で起こり得ること、加害と被害という二者関係だけでなくすべての児童生徒の関わる問題であること、人権意識やコミュニケーション能力の未熟さ、価値観の多様化など、様々な問題が考えられる。

4 いじめの解消

いじめの解消は、単なる謝罪をもって安易には解消とすることはできない。「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月やんでいること。
 - ②被害児童が、心身の苦痛を感じていないこと
- いじめの解消の見極めに当たっては、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。

5 いじめの重大事態

いじめ重大事態とは、いじめ防止対策第28条に規定されているように、以下のように捉える。

「いじめ重大事態」とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態、及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態とする。

6 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針 (基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童に対して、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(保護者の責務)

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。

7 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ア 学校の最重要目標の一つとして弱い者いじめや、卑怯なふるまいをしない・見過ごさないことを掲げ、組織的に取り組む。
- イ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動において道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発とその他の必要な措置として、人権意識啓発メッセージ、親子人権教室などを実施する。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・児童対象いじめアンケート調査 毎月
- ・保護者対象面談及びアンケート調査 年2回程度(7月、12月)
- ・心の健康観察 週1回(水)

イ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに関する相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- (ア) 緊急スクールカウンセラーの活用
- (イ) 市教育支援センターの活用
- (ウ) 子どもホットライン、県いじめ・体罰解消サポートセンター等の紹介
- (エ) 校内オンライン相談窓口「SOS相談窓口」の設置

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、また、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止等の対策のための組織「不登校・いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「不登校・いじめ対策委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、当該学年、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等(事案に応じて緊急スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察、弁護士、民生委員等)

〈活 動〉

- (ア)いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- (イ)いじめ防止に関すること
- (ウ)いじめ事案に対する対応に関すること
- (エ)いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること

〈開 催〉

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) 「いじめを受けた児童等が安心して教育を受けるために必要」と認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び大宮警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- オ 犯罪行為等、学校だけでは対応できない場合は直ちに大宮警察署への援助を求め、連携して対応する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること
- イ いじめの再発を防止するための取組に関すること

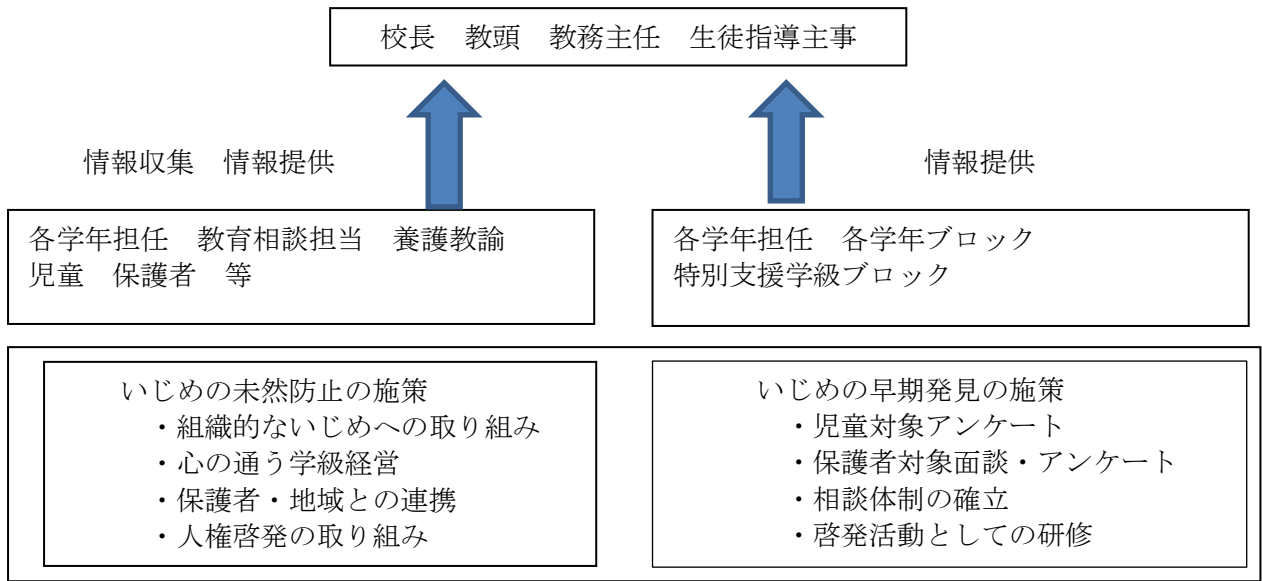
8 いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

前期	内容	後期	内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」について ・いじめの理解について ○PTA 総会 <ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」の周知 ○授業参観 相談窓口の周知 	10月 後半	<ul style="list-style-type: none"> ○不登校・いじめ対策委員会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校生活に関するアンケート実施における留意点等について ○不登校・いじめ対策委員会 ○学校生活アンケート実施 ○情報モラルに関する指導の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ICT 支援員との連携 (ネットいじめに関する内容を含む) ○hyper-QU の実施 	11月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート実施 ○不登校・いじめ対策委員会 ○hyper-QU の実施 ○情報モラルに関する指導の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ICT 支援員との連携
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○不登校・いじめ対策委員会 ○学校生活アンケート実施 ○人権教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・人権メッセージ ○SOS の出し方に関する指導の実施 ○hyper-QU の結果分析 	12月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート実施 ○不登校・いじめ対策委員会 ○校内研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・警察との連携について ○人権啓発のための集会等 <ul style="list-style-type: none"> ・性的マイノリティ等への理解
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート実施 ○授業参観 ○学校評議員会 <ul style="list-style-type: none"> ・本年度の取り組みに関する説明 ○教育相談(個人面談・保護者面談) ○学校評価アンケートの実施 ○不登校・いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・長期休業中の生活について ・警察との連携について 	1月	<ul style="list-style-type: none"> ○不登校・いじめ対策委員会 ○hyper-QU の結果分析 ○校内研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・冬期休業明けの児童の生活について
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価アンケート <ul style="list-style-type: none"> ・中間点検状況報告及び意見交換 ○校内研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」の取り組み状況の点検 ・スクールカウンセラーとの連携研修 	2月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート実施 ○不登校・いじめ対策委員会 ○児童集会 <ul style="list-style-type: none"> ・人権にかかわる内容 ○学校評議員会 ○学校評価アンケートの実施 ○親子人権教室の実施
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○不登校・いじめ対策委員会 ○携帯情報モラルに関する指導の実施 	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート実施 ○不登校・いじめ対策委員会 ○「学校いじめ防止基本方針」の変更案決定
10月 前半	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート実施 ○不登校・いじめ対策委員会 		

※ 毎週水曜日に『心の健康観察』実施

令和8年3月31日 改訂

いじめ対応フローチャート(平常時)



いじめ対応フローチャート(いじめ発見時)

